

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月18日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～7 [略] 8 平成23年6月10日から <u>平成24年12月31日</u> までの間において、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇に関する第12条第5号の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災津波の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災津波の被災者を受け入れている地域」とする。	附 則 1～7 [略] 8 平成23年6月10日から <u>平成25年12月31日</u> までの間において、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇に関する第12条第5号の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災津波の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災津波の被災者を受け入れている地域」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。